

(名古屋市シェアサイクル事業)

| 評価項目 | | 評価のポイント | 配点 | 様式5 枝番 |
|--------------------------|----------------|--|-----|-----------|
| 実施方針 (40) | | 本事業への参加を通じてどのようにシェアサイクルを普及促進していくのか、明確な方針が示されているか | 40 | 1 |
| 基本事項 (60) | 財務状況 | 財務状況等から見て、事業期間中、事業を継続できる財政基盤を有しているか | 30 | 2-(1) |
| | 実績 | シェアサイクルの運営実績が豊富にあり、十分なノウハウを有しているか | 30 | 2-(2) |
| 事業運営 (210) | 運営体制 | シェアサイクル事業を運営するのに十分な体制が確保されているか | 20 | 3-(1) |
| | ポート等増設策 | 事業期間中に十分なポートの設置及び事業用自転車の配置がなされるか。また本市の地域特性や需要を踏まえた、有効な増設策が提案されているか | 60 | 3-(2) |
| | 維持管理 | 事業用自転車やポートを安全で衛生的に利用できるような維持管理となっているか | 20 | 3-(3) |
| | 適正配置 | ポートごとの需要特性を踏まえ、事業用自転車が過不足なく配置されるよう、効果的かつ実行性のある方策が示されているか | 40 | 3-(4) |
| | 放置対策 | 事業用自転車が道路上に放置されないために効果的で実効性のある取組となっているか | 20 | 3-(5) |
| | 防犯対策 | 事業用自転車の防犯・盗難対策は十分か | 10 | 3-(6) |
| | 事故等への対応 | 事故・トラブル時の対応・問い合わせ・苦情対応は適切か | 20 | 3-(7) |
| | 情報管理等 | コンプライアンス、個人情報の管理体制は十分か | 20 | 3-(8) |
| 利用者 サービス (90) | 利用方法 | 使いやすい利用方法となっているか。また、わかりやすい案内がなされているか | 20 | 4-(1) |
| | 料金設定 | 利用しやすい料金設定や工夫がなされているか | 30 | 4-(2) |
| | 広報・啓発活動 | シェアサイクル普及につながる広報・啓発活動が提案されているか | 20 | 4-(3) |
| | 利用者サービス 向上策 | 利用者ニーズを考慮した、一層の利便性向上、新規登録者の増加につながる利用者サービス向上策が提案されているか | 20 | 4-(4) |
| 自転車利用 ルール・マナー (20) | | 放置自転車の抑制、ヘルメット着用等の自転車利用ルールの周知・啓発及びマナー向上のための効果的で実効性のある取組が提案されているか | 20 | 5 |
| 地域貢献 (20) | | 地域への貢献が期待できる取組が提案されているか | 20 | 6 |
| 本市への協力 (60) | データ提供 | 本市にとって有益なデータ提供の提案がなされているか。またGPSを使ったデータ等について、名古屋市が利用・分析しやすい形での提供が提案されているか | 40 | 7-(1) |
| | 災害時の協力 | 効果的で実効性のあるシェアサイクルを活用した災害時の協力について提案されているか | 20 | 7-(2) |
| 合計 | | | 500 | |

注意事項

- 第1次審査は、各委員の持ち点500点を合算した2,500点の5割(1,250点)を最低基準点とし、各委員の採点を合算した値が最低基準点に満たない者は、第2次審査に進むことができないものとする。また実施方針、基本事項、事業運営、利用者サービス、自転車利用ルール・マナーの中の各項目のうち、委員の過半数が0点を付けた項目があった場合も同様とする。
- 第2次審査は、各委員の持ち点500点を合算した2,500点の5割(1,250点)を最低基準点とし、各委員の採点を合算した値が最低基準点に満たない者は、協定締結事業者の対象として選定しないものとする。また実施方針、基本事項、事業運営、利用者サービス、自転車利用ルール・マナー中の各項目のうち、委員の過半数が0点を付けた項目があった場合も同様とする。